

大垣市景観計画（素案）の修正事項・付記する意見等について

○修正事項

修正箇所		修正前	修正後
頁	項目・行		
3	1.前提条件の整理 (2)大垣市景観計画 の前提となる計 画及び条例 ①大垣市都市景観 基本計画 図：景観基本構想図 (凡例記載部分)		※凡例記載部分を見やすいよ う拡大
5	2.景観形成方針 1行目	景観形成上の課題を解決し良 好な景観形成を推進していく ための共通目標となる景観形 成の目標や基本方針を設定し ます。	市民アンケートの結果や景観 資源に関する調査により抽出 された景観形成上の課題を解 決し、良好な景観形成を推進 していくための共通目標とな る景観形成の目標や基本方針 を設定します。
5	2.景観形成方針 (1)景観形成の目標 10行目	一方、大垣駅通り（(都)大垣 駅南口線）の衰退により	一方、大垣駅通り（(都)大垣 駅南口線）の衰退により
7	2.景観形成方針 (2)景観形成の基本 方針 ②市民が誇りを持 てる大垣らしい 顔のあるまち 4行目	序々に大垣らしさが	徐々に大垣らしさが
7	2.景観形成方針 (2)景観形成の基本 方針 ②市民が誇りを持 てる大垣らしい 顔のあるまち 15行目	大垣駅周辺は大垣市の玄関 口として、大垣の顔となる重 要な場所であることから、風 格とともに大垣らしさの感じ られる景観づくりを行ってい	大垣駅周辺は大垣市の玄関 口として、大垣の顔となる重 要な場所であることから、風 格とともに大垣らしさの感じ られる景観づくりを行ってい

		<p>きます。また、赤坂宿や墨俣宿、大垣宿など歴史景観についても、必要な景観整備に努めます。</p>	<p>きます。</p> <p>また、<u>中山道赤坂宿、美濃路墨俣宿、美濃路大垣宿の宿場町</u>地域においては、<u>街道沿いやその周辺に歴史的な面影を残す建造物や史跡が散在しており、所々に当時の宿場町の面影を見ることが出来ます。</u></p> <p><u>しかし、いずれの地域も、空地・空家の増加や建替え、老朽化などにより、時代とともに宿場町の風情が失われつつあるのが現状です。宿場町地域は、大垣の顔となる重要な場所であることから、これらの<u>など</u>歴史景観についても、必要な景観整備に努めます。</u></p>
12	<p>3.景観計画 (2)景観形成に関する方針 ②くらしの情景区域 6行目</p>	<p>歴史のある煉瓦づくりの工場などは</p>	<p><u>例えば歴史ある煉瓦造りの垂場建造物に代表されるもの</u>などは</p>
15	<p>3.景観計画 (3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限 ②くらしの情景区域 項目「位置」 2行目 ③田園の情景区域 項目「位置」 4行目</p>	<p>○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。</p>	<p>○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。</p>

16	3.景観計画 (3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限 ④里山の情景区域項目「位置」 4行目	○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。	○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。
16	3.景観計画 (3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「3.土地の形質の変更」	○当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定などを定めるように努める。	○当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、※地区計画、※景観協定、※建築協定及び※緑地協定などを定めるように努める。
18	3.景観計画 (3)景観形成のための行為の制限 2)届出対象行為区分「建築物」 1行目	高さが15mを超え、又は、延床面積が1,500㎡を超える建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、	高さが15mを超え、又は、延床面積が1,500㎡を超える以上の建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、
20	3.景観計画 (4)景観形成重点地域 1)景観形成重点地域における景観形成「基本的な考え方」の囲み 4行目	○景観形成の理念を市民・事業者に啓蒙する上で効果的であると思われる地域	○景観形成の理念を市民・事業者に啓蒙啓発する上で効果的であると思われる地域
25	3.景観計画 (5)景観形成モデル地域 1)住民提案等による景観形成モデル地域における景観形成 2 1行目	さらに、必要に応じて景観形成重点地域の指定や、景観協定の締結、景観地区の指定、地区計画の提案等、様々な手法による景観形成の検討を行っていくものとします。	さらに、必要に応じて景観形成重点地域の指定や、景観協定の締結、※景観地区の指定、地区計画の提案等、様々な手法による景観形成の検討を行っていくものとします。
31	3.景観計画 (6)大垣市景観遺産 1)大垣市景観遺産の指定の方針 ⑥景観重要樹木の指定について	○アイストップや街角など景観上重要な場所に位置し、地域の良好な景観形成に貢献している樹木	○※アイストップや街角など景観上重要な場所に位置し、地域の良好な景観形成に貢献している樹木

	「基本的な考え方」 の囲み中 2行目		
38	3.景観計画 (9)その他の主要な 景観施策及び方針 2) (仮称)大垣市景 観遺産ファンド の設立 2行目	景観計画で位置付けを行う 大垣市景観遺産について、そ の保全、再生を推進するため、 (仮称)大垣市景観遺産ファ ンドを設立し、大垣市景観遺 産の保全・再生助成により、 大垣らしいまちなみ景観づく りを推進します。	景観計画で位置付けを行う 大垣市景観遺産について、そ の保全、再生を推進するため、 (仮称)大垣市景観遺産ファ ンドという市民や企業からの <u>寄付金と市費を基金（ファン ド）として積み立て、これを 原資としながら財政面から支 援する制度を設立し、大垣市 景観遺産の保全・再生助成に より、大垣市景観遺産を活用 した大垣らしいまちなみ景観 づくりを推進します。</u>
38	3.景観計画 (9)その他の主要な 景観施策及び方針 2) (仮称)大垣市景 観遺産ファンド の設立 「ファンドの資金 の活用イメージ」 の図中	「改修助成」	「改修助成・まちづくり事業 助成」
43	3.景観計画 (9)その他の主要な 景観施策及び方針 5)大垣市サインシ ステム整備計画 の見直し 1 2 行目	今後は、現行の「大垣市サイ ンシステム整備計画」におけ るサインの配置状況等の現状 分析・検証を進め、サインの 必要性、設置主体、内容、設 置個所、デザイン等の再構築 を行います。	今後は、現行の「大垣市サイ ンシステム整備計画」におけ るサインの配置状況等の現状 分析・検証を進め、サインの 必要性、設置主体、内容、設 置個所、 <u>大垣市ユニバーサル デザイン推進指針の理念に沿 ったデザイン等の再構築を行 います。</u>

※表中の下線部分の文言は、追記することを意味する。

※表中の二重取り消し線部分の文言は、削除することを意味する。

○付記する意見等について

項目	意見等要旨	付記する意見・要望
良好な景観の形成について	<p>景観計画の対象区域について、市全体について取り組もうとする と総花的になってしまうので、焦点を絞った大垣らしさを意識した地域を指定すべきである。</p>	<p>大垣市景観計画においては、市全域の良好な景観の形成を図っていくものであるが、地域指定による景観形成の手法を活用した、地域の個性を活かしその魅力をさらに高めていくような景観形成にも留意すること。</p>
	<p>P.5の「2 景観形成方針」で景観形成の目標を定めているが、特に3つめの目標「大垣らしい多彩な情景に出会えるまち」については、内容が抽象的でイメージできないので、表現を変えてはどうか。</p>	<p>良好な景観の形成に向けて、市民や事業者の理解や共通認識を得られるよう、景観形成の方針や行為の制限について、基本的な考えを具体的でわかりやすく啓発する方法の検討や、ガイドライン等の作成を図られたい。</p>
	<p>P.14の「3 景観計画 (3) 景観形成のための行為の制限」について、曖昧な記述はやめ、具体的な記述が必要である。</p>	
景観形成の支援について	<p>○莫大な経費を使っの景観整備には強く反対したい。 ○市民団体等へ少しづつでも継続的な補助をお願いしたい。 ○景観の保全には継続的な維持費が必要であるため、その決定には十分留意いただきたい。</p>	<p>大垣市景観計画の推進にあたっては、地方分権や厳しい財政状況など社会情勢を踏まえながらも、真に必要となる支援や制度体系の整備については、市民と行政がともに創意工夫を凝らし、絶えず適切な施策を検討・評価しながら効果的な取り組みを進められたい。</p>
歴史的な建造物等について	<p>歴史的・文化的建造物は現在、その維持管理が大変難しくなっている現状から、それらの積極的な保全・活用を行ってほしい。</p> <p>水場地帯として輪中地域特有の生活の知恵として育ててきた水屋群、庄屋建築物、神社仏閣等を史跡遺産として継承していますが、将来に向けて景観はもちろんその中味もしっかりと伝承していきたい。</p>	<p>歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめとする、大垣らしさを形づくる景観を有する建造物等は、現在、その維持・保存等が大変困難になっている現状を踏まえ、規制や助成による手法を活用して積極的な保全・活用を図り、また、景観のみならずそのもの持つ由来や背景等についても伝承するよう努めること。</p>

項 目	意見等要旨	付記する意見・要望
歴史的な建造物等について	歴史的・文化的建造物の保全については、そのもの単体だけの保存でなく、周辺景観との一体的な整備が必要である。	歴史的な建造物等の保全・活用にあたっては、建造物単体としてただ保存するだけでなく、地域の景観づくりの核として、周辺景観との一体的な景観形成に留意すること。
市民協働について	計画(素案)には市民協働という言葉がいろいろな部分に記載されているが、市民が積極的に行動できる雰囲気作りを行い、住民が力を合わせて自発的に地道な事を推進する心、姿勢を啓発することに力をいれていただきたい。	地域住民による日常のまちづくりが直接的・間接的に地域の景観形成に繋がるものであり、自発的で身近な個人レベルの景観づくりへの姿勢が実際の活動となるよう啓発・支援に努めること。
	市全体での清掃活動等の定着化を行い、その活動の中で生まれてくる、町・個人のレベルの発想・市民意識を大切に、それを受け止め構築することで、一体感のある市民でつくる景観の意味が出てくる。	個人レベルの景観づくりを通して形成されていく、景観形成への意識や発想を受け止め構築していく体制をつくり、市民による一体感のある景観づくりの支援に努めること。